

Paul Pacter 前IASB理事による説明会 ～IFRS適用状況に関する国・ 地域別プロフィール～

公認会計士 よしおか こまき 吉岡 小巻

1 はじめに

2013年7月19日、IFRS財団アジア・オセアニアオフィスにおいて、国際財務報告基準（IFRS）に関する報道機関向けの説明会が行われた。実施内容は、①岡田譲治IFRS財団新評議員の紹介と挨拶、②IFRSの適用状況に関する国・地域別プロフィールの説明（Paul Pacter前国際会計基準審議会（IASB）理事）、③IASBの最近の動向について（鶯地隆継IASB理事）である。

本稿では、②のIFRSの適用状況に関する国・地域別プロフィールの説明及び全体の質疑応答について報告を行う。なお、文中、意見に係る部分は、Pacter氏の個人的見解であること、質疑に対する回答に関しては、岡田氏及び鶯地氏の回答も含むことを申し添える。

2 調査実施の背景

現在、G20、世界銀行、国際通貨基金（IMF）、バーゼル委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、国際

会計士連盟（IFAC）、欧州議会／欧州理事会等の主要な国際組織が、高品質で国際的な会計基準の単一のセット、つまりIFRSに関して公的なコミットメントを行っている。

2012年2月に、IFRS財団評議員会より、今後5～10年の間に向かうべき方向性を示した戦略レビュー報告書¹が公表された。ここで、評議員会は、「基準の単一のセットが世界経済の最善の利益であり、IFRSへの移行の完了後に基準の単一のセットからの乖離があれば、財務報告への信頼を損なう可能性がある」という信念を依然として持っている²ことを示した。当戦略に基づき、IFRS財団評議員会はIASBに対して、今IFRSが世界でどのように使用され、どの国が使用しているのか調査するよう依頼した。

IFRSの適用状況に関する情報は必ずしも整理されておらず、どの国がIFRSを使用し、どの国がIFRSに変更を加えているのか等に関する実態を把握できていない。例えば、2012年7月に米国証券取引委員会（SEC）スタッフが公表した最終報告書³においては、世界でIFRSと一

口にいても、様々なバリエーションがある、と述べられている。IFRS財団として、このような主張への答えを出すために実態を調査する必要があった。

3 各国のIFRS適用状況の調査

(1) 目的

調査の目的は、単一セットの財務報告基準の世界的なアドプションに向けた各国の進捗状況を示す中心となる情報源を提供し、各国バージョンのIFRSが多数存在するという主張に対して、IFRSアドプションに向けた道のりにあり、IFRS財団が支援できるIFRSアドプション途上の国を識別することである。

(2) 概要

まず、各国の基準設定主体にアンケートを送った。当初の予定では、当該アンケートへの回答をそのままウェブページに載せるつもりであったが、そこで得られた回答は非常に多様なものであった。そのため、G20を含む計66の国・地域に絞って、アンケート結果にIFRS財団の調査も加え、規制当局及び国際的な監

査法人のレビューを受けた上で、2013年6月5日に第1弾として公表³した。

〈調査の質問内容〉(概要)

- ① 国際的会計基準の単一のセットへの公約
 - ・ 高品質で国際的な会計基準の単一のセットを支持する公約を行っているか。
 - ・ IFRSが高品質で国際的な会計基準の単一のセットであるという公約を行っているか。
 - ・ IFRSのアドプションの状況はどのようなものか。
- ② IFRS適用の範囲
 - ・ 国内の公開市場において取引されている全ての又は一部の国内企業の連結財務諸表に対して、IFRSの使用が要求又は許容されているか。
 - ・ 国内の公開市場において取引されている全ての又は一部の外国企業の連結財務諸表に対して、IFRSの使用が要求又は許容されているか。
- ③ IFRSのエンドースメント
 - ・ 国内企業に要求又は許容されているのはどのIFRSか。
 - ・ 財務諸表はどの基準に準拠していると監査報告書に記載するか。
 - ・ 監査報告書の二重の報告(IFRS及び各国基準の双方に準拠)を許容しているか。
 - ・ IFRSは法律や規則に組み入れられているか。
 - ・ IFRSの新基準及び修正に対して、「エンドースメント」や「アドプション」の公式なプロセスがあるか。
 - ・ IFRSが認めた会計方針の選

択肢を除外、若しくは変更を加えているか。

- ④ 中小企業向け国際財務報告基準(SME向けIFRS)の適用
 - ・ 少なくとも一部の中小企業がSME向けIFRSを採用しているか。

① 国際的会計基準の単一のセットへの公約 (公約)

全66か国のうち日本を含む63か国が、高品質で国際的な会計基準の単一のセットを支持する公約を行っている。アルバニア、マカオ等の数か国のみがまだ公約を行っていない。1か国以外の全ての国が、IFRSが国際的な会計基準の単一のセットであるという公約を行っている。

② IFRS適用の範囲 (IFRS適用の範囲)

全66か国のうち55か国が、自国の資本市場の上場企業の全て又はほぼ全てに対してIFRSを要求している。その中で、約60%は金融機関や大規模非上場企業に対してもIFRSの適用を求め、約90%は多くの非上場企業に対してもIFRSの適用を要求又は許容している。

(日本の状況)

上記55か国以外の国として、まず日本については、IFRSの任意適用が認められている。既に20~22の企業がIFRSを採用しており、2014年までに東京証券取引所の時価総額の約20%に相当する企業が、IFRSを採用することが見込まれている。

(米国の状況)

次に米国については、2007年に、外国登録企業がIFRSに準拠した財務諸表を調整表なしで提出することを認める規則が公表された。このこ

とは、SECが、IFRSで作成した財務諸表は米国投資家にとって有用であると判断したと評価できる。現在、約450の外国企業がIFRSを使用して米国で上場しているが、これは欧州のほとんどの証券取引所を個々でみた場合の上場企業数を上回っている。(中国、インドの状況)

中国は、IFRSの規定を基礎に、新たな自国の会計基準を策定し、自国の基準として使用しているため、IFRSで財務諸表を作成しているとはいえない。しかし、中国で初めて証券取引所が設立された約20年前と比較すれば、財務報告の品質はかなり向上したといえる。インドは限定的な任意適用を行っており、11社が、IASBが公表したIFRSを採用している。日本と同様に、完全版IFRSの採用に向けて、まだ初期の段階であるが、確実に歩みを進めている。

③ IFRSのエンドースメント (エンドースメント)

各国でIFRSを修正して使用しているケースはまれであることが、今回の調査で判明した。

上記55か国には、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」のヘッジ会計の一部をカーブアウトした欧州連合(EU)加盟国が含まれている。このカーブアウトは、強制されておらずオプションである。そのため、カーブアウトバージョンを適用している企業は、欧州の規制対象市場の上場企業8,000社のうちわずか20社程度であった。

そのほか、一部の基準(特に、IFRS第10号「連結財務諸表」、第11号「共同支配の取決め」、第12号「他の企業への関与の開示」)の適用開始日を1年延期している国が数か国あった。また、持分法、農業、貸

割引当金、ヘッジ会計、料金規制等について、IASBのプロジェクトが完了するまでは、暫定的に修正又は延期を行っている国が数か国あった。

(監査報告書)

監査報告書において言及される財務諸表の作成基準に関しては、上記55か国の中で、32か国が「IASBが公表したIFRS」、17か国が「EUで採用しているIFRS」、そして6か国が国内基準を参照している。なお、EUで採用しているIFRSを参照している場合でも、多くの国では、同時に、監査報告書の注記において、「IASBが公表したIFRS」へも準拠していることを表明している。

(エンドースメント手続)

全66か国のうち23か国にはエンドースメント手続がなく、IASBの基準が公表されれば自動的に国内基準となる仕組みである。また、残り43か国中、38か国が何らかのエンドースメント手続を実施しており、その内訳は、16か国がEUのエンドースメント、8か国が職業会計団体のみによるエンドースメント、8か国が政府機関のみによるエンドースメント(日本含む^{*)})、6か国が職業会計団体と政府機関の両方が関与するエンドースメントであった。残りの5か国はIFRSの使用を国内企業にも外国企業にも認めていない。

④ SME向けIFRSの適用

全66か国のうち29か国がSME向けIFRSを採用している。その中で5か国は、完全版IFRSの適用が求められていない全ての中小企業に対して、SME向けIFRSの適用を要求し、12か国は、中小企業に完全版IFRSの使用を許容している。11か国は、SME向けIFRSの代わりに、完全版IFRSか国内基準のいずれかの使用

を許容し、1か国は、SME向けIFRSを選択しない場合に、国内基準の適用を求めている。

(3) 今後の予定

EUの残り13か国及びEUの規則に従うとされている欧州経済領域(EEA:EU未加盟のアイスランド及びリヒテンシュタイン)2か国に関して、2013年7月31日までにプロフィールを公表する予定である^v。

また、追加で80か国にアンケートを送付しており、2013年第4四半期にプロフィールを公表する予定である。さらに、2013年末に追加アンケートを実施し、プロフィールの情報を更新し、IFRS適用に関する追加の質問を含める予定である。

4 質疑応答

説明後、質疑応答が行われた。概要は、以下のとおりである。

Q1. ① 日本で議論されているのれんの償却やその他の包括利益(OCI)のリサイクリングについて、IASBでは議論が決着されたのか。

② のれんの償却やOCIのリサイクリングを日本がカーブアウトした場合、国際的に認められるのか。カーブアウト・修正は世界でどのような評価を受けるか。

A1. ① IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューに既に着手しており、のれんの償却についても意見聴取する予定である。OCIのリサイクリングに関しても、概念フレームワークのディスカッション・ペーパーが公表されたところであり、これから議論される

予定である。時代によって、財務諸表利用者が求める情報は変化するので、基準設定に関する判断が、未来永劫変わらないということはない。

② 評議員会は、公表した戦略レビューにおいて、最終目標は、IASBが公表したIFRSを、何の修正が加えられることなくアドプションを行うことであるとされている。各国のフルアドプションに向けての進捗状況にバラつきはあるものの、全ての国がフルアドプションに向けて歩を進めていると考えている。その観点から、IFRSに修正を加えることは、IFRS財団の評議員会の戦略と矛盾するが、フルアドプションへの前進に役立つならば、理解は示せると思う。IFRSを修正する際には、投資家の目からみてどのような影響を及ぼすのか、透明性を持って開示すべきである。投資家が、修正されたIFRSとIASBが公表したIFRSとを混同しないようにしなければならない。

Q2. 米国のIFRSに関するフルアドプションへ向けての見通しはどのようなものか。

A2. 米国のSECも単一の高品質な基準としてのIFRSに公的なコミットメントをしているので、問題は、米国がIFRSをアドプションするのではなく、いつアドプションするか否かである。向こう3~5年が大切だが、IFRSのアドプションはその後と考えるのが現実的ではないか。フルアドプションへの道筋はいろいろある。日本では、任意適用企

業拡大のために任意適用要件を緩和したが、それも1つの進め方であろう。

Q3. 日本では、任意適用企業を増加させる予定であり、2016年までに300社適用させようとしているが、300社という数字は、IFRSを採用したといえるレベルか。

A3. 「IFRSの適用を上場企業の全部又はほぼ全部に求めているか? (Yesは55か国)」の質問の文言に少し手を加え、「求めている」だけではなく、「許容している」も加えれば、日本は56か国目に該当するであろう。300社の大企業が適用すれば、日本は大きな前進をしたといえるであろう。そうなれば、私見では、IFRSを採用したといえると思う。

Q4. 日本版IFRSの位置づけはどのようなものになるのか。ピュアIFRSのステップとなるのか。

A4. 現時点では、日本版IFRSができていないので、ピュアIFRSとの差が分からない。日本版IFRSがIFRSと呼べるかどうか完成するまで分からない。日本でのIFRS導入当初からピュアIFRSのアドプションが適切ではないかと考えているが、日本版IFRSが、ピュアIFRSのほとんど全てを採用ということであれば、大きな前進といえるであろう。位置づけについては、私見であるが、日本版IFRSは、途中段階の1つのステップととらえている。どの程度有効であるかは、完成してみないと分からない。日本版IFRSを途中経過として何年間使用するつもりであるかにもよるのではないか。

日本版IFRSが日本基準の手直し程度に止まるのであれば、これはIFRSのフルアドプションへのステップの1つとはならず、意味がないと考えている。

Q5. 日本の決定に対して、ロンドン(IFRS財団)ではどのような意見か。

A5. フルアドプションへの道は様々であり、日本の状況もその中の1つである。基準の単一のセットへのコミットを達成するために日本版IFRSを作成し、IFRSに対する心理的バリアを下げる取組みについては好意的である。

Q6. よく「IFRSのアドプションが認められる」といわれるが、一体誰に認められればよいのか。

A6. 最終的に主要な企業がピュアIFRSを採用し、ある程度市場を占める状態になれば、日本はIFRSを採用している国と実質的に認められると思われる。日本版IFRSがIFRSと認められるかよりも、国全体としてIFRSにコミットしたことを証明できるの方がゴールとして重要である。

〈注〉

i IFRS財団評議員会の戦略レビュー報告書は、IASBウェブサイト公表されている。次のURLから入手可能である。

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/TrusteesStrategyReviewFeb2012.pdf>

ii 2012年7月13日に、SECの主任会計官室が「米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準の組込みに関する検討のためのワークプラン 最終スタッフ報告書」

を公表した。

iii IFRS財団は、プロフィールに関する取組み第一弾が完了したことを、IASBウェブサイト公表した。当プレスリリースは、次のURLより見ることができる。

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IFRS-Foundation-charts-progress-towards-global-adoption-of-IFRS-June-2013.aspx>

iv ここでのエンドースメントとは、現行制度における、日本でIFRS任意適用企業が適用するIFRSを、金融庁長官が「指定国際会計基準」として定めることを指す。

v 本稿作成時点では未公表である。